

予防接種補助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日施行）第27条第1号の規定に基づき実施する「予防接種補助」事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

第2条 次条に定める補助対象者が、医療機関において対象の予防接種を受けた場合、その費用の一部を補助することにより、組合員の健康管理の一助とする。

(補助対象者)

第3条 接種時に組合員である者。

(補助対象予防接種)

第4条 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹、風しん、麻しん

(補助額)

第5条 組合員の補助額は、1,000円とする。ただし、予防接種の自己負担額3,000円以上の場合に限る。

(補助対象接種期間)

第6条 補助対象となる接種期間は、当該年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(補助回数)

第7条 補助回数は、組合員1人につき、当該年度内に補助対象予防接種のいずれか1回とする。

(請求方法)

第8条 予防接種補助を請求しようとする組合員は、「予防接種補助請求書」に次条の添付書類を添え、公立学校共済組合埼玉支部長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、総務事務システムの対象となる請求者については、「予防接種補助請求書」に替え、「総務事務システム添付書類送付票兼請求書」を提出しなければならない。

(添付書類)

第9条 「予防接種補助請求書」には、対象の予防接種を受けた際に医療機関から発行される、次の項目が全て確認できる領収書又はレシート（写し可）を添付しなければならない。

- (1) 対象の予防接種を受けた者の氏名（フルネーム）
- (2) 対象の予防接種であること（予防接種代のみでは不可）
- (3) 接種年月日
- (4) 支払金額
- (5) 医療機関の名称

2 領収書等に予防接種名の記載がない場合、次のいずれかの方法によることができる。

- (1) 領収書の余白部分に医療機関で予防接種名を記載してもらう。

- (2) 「接種済証」又は予防接種の種類が明記されている「診療明細書」を添付する。
- 3 前項(2)に定める添付書類は写しでも可とする。
- 4 クレジットカードを利用した場合は、支払の際に交付される売上票のほか、第1項に掲げる項目が全て確認できる書類を添付しなければならない。

(請求書の提出期限等)

第9条 請求書の提出期限は、毎月15日とし、翌月の21日に登録口座に送金する。

また、領収書で確認できる受診日の属する年度の3月15日(必着)を最終の提出期限とする。

ただし、これらの日が休日等の場合は、前日とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。